



<p>支援団体は「在宅就業支援団体登録申請書」（別記第<u>3</u>号様式）を、商工労働部労働雇用課へ提出するものとする。</p> <p><u>2</u> 要綱第<u>4</u>条に基づき認定を受けようとする障害者雇用努力企業は、「障害者雇用<u>努力</u>企業認定申請書」（別記第<u>4</u>号様式）を商工労働部労働雇用課へ提出するものとする。</p> <p><u>3</u> 要綱第<u>5</u>条に基づき登録しようとする母子・<u>父子</u>福祉団体は、「母子・<u>父子</u>福祉団体登録申請書」（別記第<u>5</u>号様式）を健康福祉部<u>子ども家庭課</u>へ提出するものとする。</p> <p>（申請書の提出）</p> <p>第4条 名簿掲載を4月1日から希望する場合は同年2月15日までに、年度途中からの場合は希望する月の2カ月前までに、それぞれ申請書を提出するものとする。</p> <p>（審査結果）</p> <p>第5条 要綱第3条第2項、第4条第2項<u>及び</u>第5条第2項に基づいて審査した結果は、「<u>障害者就労施設等登録（障害者雇用努力企業認定、母子・父子福祉団体登録）</u>申請審査結果通知書」（別記第<u>6</u>号様式）により<u>障害者就労施設等（障害福祉サービス事業所等を除く。）</u>、障害者雇用努力企業<u>及び</u>母子・<u>父子福祉団体</u>へ通知するものとする。</p> <p>（調達の公表手続き）</p>	<p>支援団体は、「在宅就業支援団体登録申請書」（別記第<u>2</u>号様式）を、商工労働部労働雇用課へ提出するものとする。</p> <p><u>3</u> 要綱第5条<u>及び</u>第<u>6</u>条に基づき登録しようとする<u>障害福祉サービス事業所等</u>及び母子_____福祉団体は、「<u>障害福祉サービス事業所等・</u>母子_____福祉団体登録申請書」（別記第<u>3</u>号様式）を健康福祉部<u>障害福祉課</u>へ提出するものとする。</p> <p>（申請書の提出）</p> <p>第4条 名簿掲載を4月1日から希望する場合は同年2月15日までに、年度途中からの場合は希望する月の2カ月前までに、それぞれ申請書を提出するものとする。</p> <p>（審査結果）</p> <p>第5条 要綱第3条第2項、第4条第2項、<u>第5条第2項及び第6条第2項</u>に基づいて審査した結果は、「_____障害者雇用努力企業認定（<u>在宅就業支援団体、障害福祉サービス事業所等・</u>母子_____福祉団体登録）申請審査結果通知書」（別記第<u>4</u>号様式）により_____障害者雇用努力企業<u>等</u>へ通知するものとする。</p> <p>（調達の公表手続き）</p>
--	---



附 則

この要領は、平成17年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年7月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年10月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

別表

略

附 則

この要領は、平成17年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年7月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年10月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

別表

略

別記様式第1号から第8号まで

別記様式第1号から第5号まで